

緊急事態発生時の対応について

学校としては、万一緊急事態が発生した場合は、子どもの安全を守ることを最優先し、以下のマニュアル基準で対応いたします。

対応A:「最大の警戒を要する事態」

…①震度5弱以上の地震発生、近隣で重大な事件が発生 等

授業を途中で打ち切り、次の通り対応します。

- 学校に児童を待機させ、保護者に迎えに来ていただく。

- ア 緊急対策本部の設置(PTAの協力)
- イ 職員校区内パトロール
- ウ 地区児童会の教室に集合、待機
- エ 担当教員は児童がそろっているか確認、諸注意、連絡をする。
- オ 児童を保護者に引き渡す(確認)。
- カ 翌日以降は可能な限り保護者の方と一緒に登校 など

対応Aの場合は、非常に緊急かつ重大な事態における対応ですので、保護者の方が迎えに来られるまで児童は学校で待機させます。

対応B:「警戒を要する事態」

…周辺地域で警察出動事案等が発生、在校中に気象が急変し、警報等が発令されている場合 等

授業終了後、次の通り対応します。

- 学年で一斉下校(教職員付き添い)

- ア 登下校時に校区内パトロール(教職員、PTA)
- イ 授業中の校内巡視
- ウ 授業終了後、学年で一斉下校(教職員付き添い)

対応Bの対応時は、授業終了後下校となります。通常どおり、下校先は、自宅または放課後児童会となります。放課後児童会の入・退会が生じた場合はすみやかに担任までお伝えください。

※ PTA・青パト・関係諸機関に協力の要請をする場合があります。

※ 教育委員会等を通じてさまざまな情報が入ります。「緊急事態の内容」、「発生日時」、「発生場所」「現在の状況」などを総合的に判断するため、マニュアル通りでない場合があります。また、学校独自の判断になりますので、市内のすべての小・中学校が同じような対応にならない場合があります。